

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第102号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第1条 クリーニング業法施行細則(昭和26年香川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6号様式(第13条関係)</p> <p>(日本工業規格A列4番)</p> <div data-bbox="663 603 909 679" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">香川県証紙欄 (消印してはならない。)</div> <p style="text-align: center;">クリーニング師試験受験願書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 (ふりがな) 氏 名 生年月日 年 月 日</p> <p>クリーニング業法第7条第1項に規定するクリーニング師の試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。</p> <p>備考 次の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none">1・2 略3 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類	<p>第6号様式(第13条関係)</p> <p>(日本工業規格A列4番)</p> <div data-bbox="1648 603 1895 679" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">香川県証紙欄 (消印してはならない。)</div> <p style="text-align: center;">クリーニング師試験受験願書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 (ふりがな) 氏 名 生年月日 年 月 日</p> <p>クリーニング業法第7条第1項に規定するクリーニング師の試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。</p> <p>備考 次の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none">1・2 略3 学校教育法第47条に規定する者であることを証する書類

(香川県青少年保護育成条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県青少年保護育成条例施行規則(昭和27年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第9条 略 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第124条</u> に規定する専修学校(高等課程を有するものに限る。) (2)~(4) 略	第9条 条例第10条の2第2項第3号ウに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第82条の2</u> に規定する専修学校(高等課程を有するものに限る。) (2)~(4) 略

(調理師法施行細則の一部改正)

第3条 調理師法施行細則(昭和34年香川県規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(試験) 第1条 略 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第57条</u> に規定する者又は法附則第3項に規定する者であることを証する書類 (2)・(3) 略 2・3 略	(試験) 第1条 調理師法(昭和33年法律第147号。以下「法」という。)第3条の2第1項に規定する調理師試験(以下「試験」という。)を受けようとする者は、受験願書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第47条</u> に規定する者又は法附則第3項に規定する者であることを証する書類 (2)・(3) 略 2・3 略

(訓練手当支給規則の一部改正)

第4条 訓練手当支給規則(昭和41年香川県規則第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給対象者) 第3条 略	(支給対象者) 第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条

の6第3項に規定する公共職業能力開発施設をいう。以下同じ。)の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)又は求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。

(1)～(3) 略

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(小学校及び幼稚園を除く。)、同法第82条の2に規定する専修学校、公共職業能力開発施設又は職業能力開発促進法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成9年法律第45号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。)を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていないもの(当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。)

(5)～(14) 略

2 略

(1)～(3) 略

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(小学校及び幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校、公共職業能力開発施設又は職業能力開発促進法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成9年法律第45号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。)を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていないもの(当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。)

(5)～(14) 略

2 略

(香川県立保育専門学院学則の一部改正)

第5条 香川県立保育専門学院学則(昭和51年香川県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学資格)</p> <p>第9条 条例第4条の規則で定める者は、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第1号から第4号まで若しくは第183条各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>(入学資格)</p> <p>第9条 条例第4条の規則で定める者は、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第1号から第4号まで若しくは第77条の5各号のいずれかに該当する者とする。</p>

(香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第6条 香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則(平成4年香川県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付対象者及び修学資金の額)</p> <p>第3条 修学資金(条例第1条の修学資金をいう。以下同じ。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において獣医学を専攻する者であつて、知事が定める日から起算して2年以内に、同法第87条第2項の規定による獣医学の正規の課程を修めて当該大学を卒業する見込みがあるものに対し、月を単位として貸し付けるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(貸付対象者及び修学資金の額)</p> <p>第3条 修学資金(条例第1条の修学資金をいう。以下同じ。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において獣医学を専攻する者であつて、知事が定める日から起算して2年以内に、同法第55条第2項の規定による獣医学の正規の課程を修めて当該大学を卒業する見込みがあるものに対し、月を単位として貸し付けるものとする。</p> <p>2 略</p>

(香川県認定こども園の認定等に関する規則の一部改正)

第7条 香川県認定こども園の認定等に関する規則(平成18年香川県規則第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例別表第2の規則で定める取組等)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項に規定する基礎資格を有し、かつ、幼稚園教諭の普通免許状を取得できる認定課程を有する学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に規定する大学、同法第108条第3項に規定する短期大学又は教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第27条の指定を受けた教員養成機関に在籍している場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(条例別表第2の規則で定める取組等)</p> <p>第4条 条例別表第2の(3)の規則で定める取組は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項に規定する基礎資格を有し、かつ、幼稚園教諭の普通免許状を取得できる認定課程を有する学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に規定する大学、同法第69条の2第3項に規定する短期大学又は教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第27条の指定を受けた教員養成機関に在籍している場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>

(香川県医学生修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第8条 香川県医学生修学資金貸付条例施行規則(平成19年香川県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(届出)</p> <p>第12条 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに</p>

該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1)～(7) 略

(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条に規定する大学院に進学し、又は入学したとき。

(9)・(10) 略

2 略

(1)～(7) 略

(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院に進学し、又は入学したとき。

(9)・(10) 略

2 略

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。